

| | | |
|----------|--|-----------------|
| 陳情第 88 号 | 受理年月日 | 平成 30 年 6 月 4 日 |
| 付託委員会 | 教育文化委員会 | |
| 件名 | 城野遺跡の保存について | |
| 要旨 | <p>医療刑務所跡地で発見された城野遺跡は、邪馬台国時代の九州最大規模の方形周溝墓と手厚く葬られた幼児の朱塗り石棺 2 基、九州で 2 例目の玉づくり工房を含む大規模集落など学術上重要な遺跡であり、日本屈指の弥生遺跡である。</p> <p>日本考古学協会も、弥生時代の研究に欠かせない遺跡として高く評価した上で、既に調査を終えた範囲での出土遺構の保全に万全を期すこと、城野遺跡の現状を保存し、史跡として整備、活用を図ることを要望している。</p> <p>北九州市も城野遺跡保存基本計画で、市民が親しめる公園として整備し、地域のシンボルとしてまちづくりに貢献することを理念及び目的としながら国と保存交渉を行った。</p> <p>ところが、市は国との保存交渉で、優遇措置や等価交換が提案されても土地の確保は国の責任として最後まで土地取得を要望しなかった。結果、大手建設会社に売却され、現在、城野遺跡東エリアは開発により壊されつつある。</p> <p>発掘調査終了後 7 年以上が経過した今、城野遺跡の存在も、そこに刻まれた貴重な歴史も、市民の多くが知らない現状に対して、市の文化財保護行政の責任を果たすために、市長の英断を更に求める。</p> <p>学術上極めて重要であり、市民のかけがえのない歴史文化財である城野遺跡に関する文化財保護行政等について、次のとおり措置していただきたい。</p> | |
| | 記 | |
| | <p>1 医療刑務所跡地が民間に売却されないよう等価交換も含め土地取得を要望しなかった理由と経緯を文化財保護の観点から説明すること。</p> <p>なお、市長の 2017 年 5 月 31 日付決定書(情報公開)は行政文書の開示</p> | |

(続 く)

に関することであり、市の市民に対する説明責任を果たさないことを認めただけではない。

- 2 西エリアについて、2018年度予算3000万円で取得予定の方形周溝墓付近の土地の範囲と遺跡広場の計画を明らかにすること。
- 3 3000万円の土地取得費で確保される土地は限定的であり、極めて不十分である。西エリアに九州最大規模の方形周溝墓と朱塗り石棺を生かした本格的な遺跡公園として整備・活用するための予算措置をするとともに、土地所有者に開発計画の中止を要請すること。
- 4 東エリアの玉づくり工房が出土した竪穴住居H16の遺構の現状確認と保存を土地所有会社及び建設会社に要請すること。
- 5 東エリアの発掘調査未了の部分について、土地所有者からの届け出に対し、発掘調査しないと判断した理由と経緯を説明すること。
- 6 東エリアの通行地役権の発生可能性があった通路部分について、前土地所有者からの無償譲渡の申し入れに対し、市は断ったと聞いた。住民の意見要望を聞かずに市が断った理由と経緯について説明すること。